

# 地球温暖化対策地域協議会 設立・運営マニュアル

平成19年9月  
平成25年3月 一部改正

島根県環境生活部環境政策課

# 目 次

1 地域協議会の目的と役割	
(1) 地域協議会の目的 .....	1
(2) 地域協議会の役割 .....	1
2 地域協議会の構成員 .....	1
3 地域協議会の活動内容 .....	2
4 地域協議会の活動への支援	
(1) 地球温暖化防止活動推進員への支援 .....	2
(2) 活動に対する補助制度 .....	3
(3) しまね環境アドバイザー派遣制度 .....	3
(4) 普及啓発用機材の貸し出し .....	3
(5) 情報提供、活動相談 .....	3
5 地域協議会の設立	
(1) 設立までの手順 .....	3
(2) 尊重規定 .....	4
(3) 地域協議会規約 .....	4
(4) 運営体制 .....	5
(5) 地域協議会登録簿への登録 .....	5
参考	
関係連絡先 .....	6

# 1 地域協議会の目的と役割

## (1) 地域協議会の目的

島根県の二酸化炭素の排出状況の特徴は、産業部門の割合が小さく、家庭部門、運輸部門の割合が大きいことです。運輸部門には自家用車も含まれることを考慮すると、温暖化防止に向けた家庭での取組が非常に重要です。日常生活において住民自らが効果的な取組を進めていくためには、県や市町村が中心となって、住民や中小事業者の地球温暖化問題に対する意識や知識の高揚を図るとともに、効果的な対策についての情報提供等を行い、さらにその取組を支援する体制の整備が求められています。

表 エネルギー起源二酸化炭素排出量 (2009年度)

	産業部門	業務部門	家庭部門	運輸部門
島根県	30%	21%	23%	26%
全国	39%	22%	16%	23%

※エネルギー転換部門を除く

### ＜地球温暖化対策の推進に関する法律＞

(地球温暖化対策地域協議会)

第26条 地方公共団体、都道府県センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民その他の地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う者は、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等に関し必要となるべき措置について協議するため、地球温暖化対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

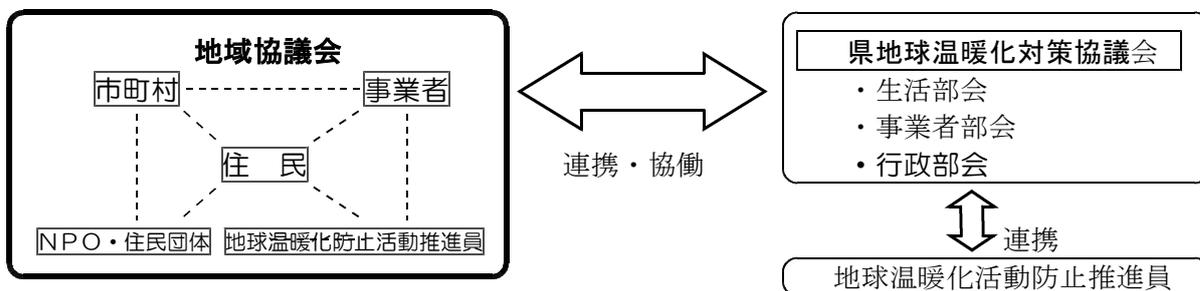
3 前二項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

## (2) 地域協議会の役割

地域協議会は、主に日常生活に関する温室効果ガスの排出抑制に向け、地域を単位とした自主的・自発的な活動を積極的かつ継続して展開していくことが望まれます。そのためには、構成員相互の協力と連携をしっかりとしたものにする必要があります。

また、地域協議会の取組の促進は、市町村や県の温暖化対策とも関連し、地域のみならず全県的な温暖化対策の一部としても位置付けられます。そうした観点から、地域協議会は、温暖化防止対策に関する地域でのリーダーとなって、県や市町村、地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員等と協働、連携を図ることが不可欠です。

### 地域協議会と関係機関の関係（イメージ）



## 2 地域協議会の構成員

地域協議会は、日常生活における地球温暖化対策に関わる者によって構成します。

例としては、対策の実施主体である住民、事業者の団体、行政主体である地方公共団体、地域で普及啓発活動等を行う者として地球温暖化防止活動推進員を構成員とすることが想定されます。さらに、こうした構成員に加えて、地域の実情に応じて、地球温暖化防止活動を行うNPO等の参加が考えら

れます。

なお、構成員の内訳や人数についての要件は法律上明記されていませんが、制度の趣旨からは、一業種（例：事業者のみ）や少人数での設立は地域協議会としては適当ではなく、また、日常生活での対策が中心であることから、住民（団体を含む。）が参加していることが望まれます。

なお、地域協議会は、法人格を取得する必要はありません。

県内の地域協議会における構成員例

・市町村	・商工会議所	・商工会	・連合婦人会
・農業協同組合	・森林組合	・自治会連合会	・公民館
・老人クラブ連合会	・学校	・地球温暖化防止活動推進員	

### 3 地域協議会の活動内容

地域協議会は、日常生活に関する温室効果ガスの削減を主な目的として設立されるものですが、活動の場を一般家庭に限定するということではなく、例えば、省エネ機器の製造・普及など、事業者等の対策や住民への普及啓発なども含めて、日常生活全般に係る分野が幅広く対象となります。

地域協議会における活動内容は、各地域協議会において決定することとなりますが、例としては以下のものが考えられます。

- ① イベント、講演会、講習会の開催
  - ・環境イベントの開催、産業フェア等への出展
  - ・温暖化学習会の開催
  - ・エコクッキング講習会
  - ・廃棄物処理施設見学会
  - ・親子環境体験教室
- ② キャンペーンの実施
  - ・ライトダウンキャンペーン
  - ・マイバッグ持参キャンペーン
  - ・省エネキャンペーン
  - ・グリーンカーテンキャンペーン
  - ・エコドライブキャンペーン
- ③ グッズ、パンフレット等の作成
  - ・節電パンフレット
  - ・エコライフカレンダー
  - ・マイバッグ
- ④ コンテスト、表彰等の実施
  - ・環境イラストコンテスト
  - ・標語の募集
  - ・3R促進ポスターコンクール
- ⑤ その他
  - ・計測機器（ワットアワーメーター等）の貸出
  - ・省エネルギー診断の実施

### 4 地域協議会の活動への支援

#### (1) 地球温暖化防止活動推進員

推進員は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年10月9日法律第117号）第23条の規定に基づき島根県知事が委嘱するものです。

また、島根県地球温暖化防止活動推進員制度運営要綱では、地域における地域協議会等と連携して地球温暖化対策の推進を図ることが求められています。

具体的な活動としては、①自ら地域で学習会などの活動を企画・実施する。②市町村等が企画する学習会などで講演等を行うこと③市町村等が実施する地域での普及啓発活動を行うこと等が考えられます。

地域協議会の活動を推進していくためにも、推進員を積極的に受け入れていくことが求められています。

#### ＜地球温暖化対策の推進に関する法律＞

(地球温暖化防止活動推進員)

第23条 都道府県知事及び指定都市等の長（以下「都道府県知事等」という。）は、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地球温暖化防止活動推進員を委嘱することができる。

る。

- 2 地球温暖化防止活動推進員は、次に掲げる活動を行う。
  - 一 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について住民の理解を深めること。
  - 二 住民に対し、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について調査を行い、当該調査に基づく指導及び助言をすること。
  - 三 地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う住民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。
  - 四 温室効果ガスの排出の抑制等のために国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をすること。

## (2) 活動に対する補助制度

地域連携による省エネ・3R活動支援事業補助金

事業内容：市町村地域協議会の省エネ・3Rの取組を推進するために補助金を交付

補助額：100万円以内（補助率2/3以内）

## (3) しまね環境アドバイザー派遣制度

県民又は事業者が主催する環境に関する講演会、研修会、講習会等に対し、(公財)しまね自然と環境財団が委嘱している「しまね環境アドバイザー」を講師として派遣するものです。

利用にあたっては、開催予定日の30日前までに、(公財)しまね自然と環境財団にご相談下さい。

講師への謝礼や交通費は(公財)しまね自然と環境財団が負担します。なお、同一団体への講師派遣は、原則として年1回とします。

## (4) 普及啓発用機材の貸し出し

地域協議会が実施する普及啓発への支援として、家庭の使用電力量や二酸化炭素排出量が測定できる「省エネナビ」、家電製品の使用電力量が測定できる「エコワット」、地球温暖化問題について分かりやすくまとめた「パネル」等の機材を一定期間無料で貸し出しいたします。貸し出しを希望する場合は、(公財)しまね自然と環境財団までご連絡下さい。

## (5) 情報提供、活動相談

地域協議会の設立、活動に当たって必要となる情報や相談については、県環境生活部環境政策課低炭素・循環型社会推進スタッフ、県地球温暖化防止活動推進センター（(公財)しまね自然と環境財団）にご相談ください。

なお、全国地球温暖化防止活動推進センター及び環境省地球環境局のホームページからも各種地球温暖化防止活動等に係る情報が取得できます。

- 全国地球温暖化防止活動推進センター <http://www.jccca.org/index.html>
- 環境省地球環境局 <http://www.env.go.jp/earth/ondanka/kyogikai/index.html>

なお、ここに掲載した支援制度等については、平成25年度の内容で掲載しています。活用を検討する場合には、必ずその時点の内容を確認してください。

# 5 地域協議会の設立

## (1) 設立までの手順

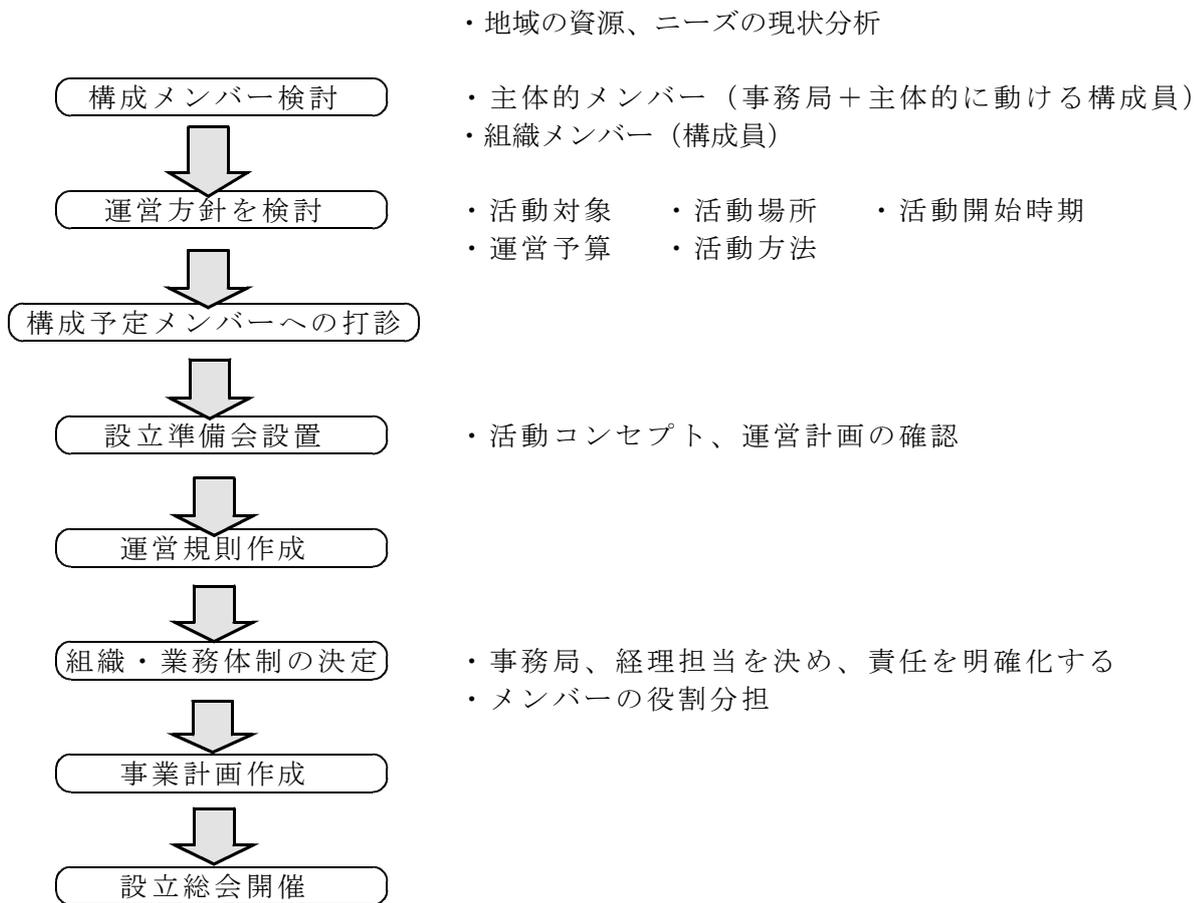
地域協議会の設立までの手順例を以下に示します。

設立にあたっては、地域協議会を設立し実践しようとする活動内容及び手段を明確にする必要があります。また、達成目標をわかりやすく示し、構成員に共有されていることが重要です。

活動コンセプト検討

・明確な組織目的を持ち、具体的に定義する





## (2) 尊重規定

地域協議会の構成員は、地域協議会の会議において決定された事項について尊重する義務があります。例えば、事業者、住民等、各主体が地域協議会の決定に基づき自主的取組を行うことや、構成員である地方公共団体が協議会の決定事項を施策に反映することが考えられます。

ただし、地域協議会の決定を尊重するための前提として、地域協議会の意思決定が構成員の十分な協議の上になされる必要があります。特定の構成員の意思で地域協議会の決定が左右される状況等は避けなければなりません。

## (3) 地域協議会規約

法律上は、地域協議会の設立に当たって規約の策定について明記されていませんが、「地域協議会の運営に関し、必要な事項」（法第26条第3項）として、次の事項が想定されます。地域協議会の円滑な運営のためには、目的や活動内容を定めた規約を策定することが望まれます。

- ① 地域協議会の名称
- ② 目的
- ③ 活動内容
- ④ 組織：役員、役員の選出方法、役員の職務、任期
- ⑤ 議決方法
- ⑥ 経費
- ⑦ 事務局等

### 地域協議会規約の例

〇〇地球温暖化対策地域協議会運営規則

(名称)

第1条 この会は、〇〇地球温暖化対策地域協議会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、〇〇市（町村）地球温暖化対策推進計画に基づき、地域住民、事業者、NPO、行政等が協働して地球温暖化防止活動を実施することにより、持続可能な地域づく

りの実現に寄与することを目的とする。

(事業等)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 住民、事業者、行政等が協働して行う事業に関する事。
- (2) 地球温暖化に関する情報提供及び普及啓発に関する事。
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事項に関する事。

(会員)

第4条 本会の会員は、目的に賛同する市(町村)民、団体、事業者団体及び行政機関等をもって構成する。

(入会)

第5条 本会に入会を希望する者は、会長の承認を受けなければならない。

(役員)

第6条 本会を円滑に運営するため、役員として会長1名、副会長〇名、会計〇名、監事〇名を置き、会員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 4 会計は、本会の会計事務を掌理する。
- 5 監事は、会計及び事務処理の監査を行う。
- 6 役員の内任期は〇年間とする。ただし、補欠の役員の内任期は、前任者の残任期間とし、増員によって就任した役員の内任期は、現任者の残任期間とする。
- 7 役員は、再任されることが出来る。

(総会)

第7条 会長は、年1回及び必要に応じて総会を招集する。

- 2 総会は、次に掲げる事項を協議し、決定する。
  - (1) 規約の改廃及び変更に関する事
  - (2) 役員の内選出及び決定に関する事
  - (3) 事業報告及び収支決算報告の内承認に関する事
  - (4) 事業計画及び収支予算の内承認に関する事
  - (5) その他本会の業務の内処理上必要と会長が認めた事項
- 3 総会は、出席会員により成立するものとし、議案は、出席会員の内過半数の内同意により決定する。

(退会)

第8条 本会を退会しようとする者は、別に定める退会届を会長に提出するものとする。

(事務局)

第9条 本会の事務を処理するため、事務局を□□□に置く。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則 この規則は、平成 年 月 日から施行する。

#### (4) 運営体制

地域協議会の活動が成果をあげていくためには、活動や事業の企画立案、調整、実施を責任をもって主導する主体が不可欠です。構成メンバーがそれぞれ役割を認識し、責任を持って参加するとともに、事務作業や会計処理などの負担を担える事務局体制が必要です。特に、公的機関の資金や外部の助成金を扱う場合には重要です。

また、地域協議会が、住民や地域に温暖化防止を呼びかけていく場合、地域協議会の活動に共感や賛同を得たり、協力を求めていくことが重要となることから、地域協議会内部の意思決定を含め、公平で透明な運営体制が求められます。

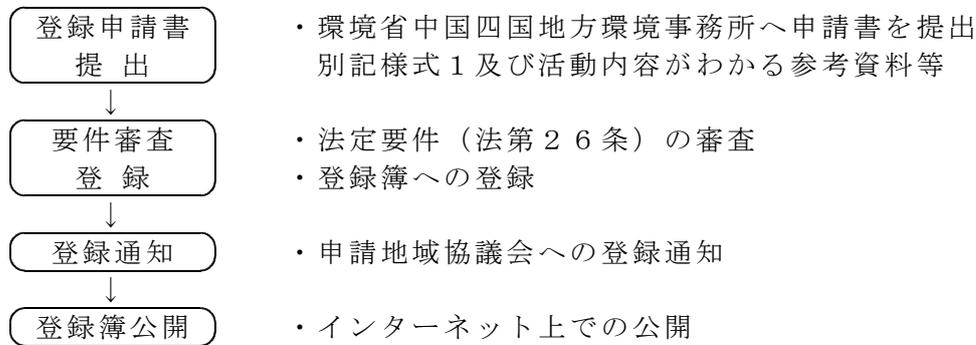
#### (5) 地域協議会登録簿への登録

環境省では、地域協議会の活動を支援するため、地域協議会の登録簿を設置し、全国の地域協議会

の設立状況や活動内容等の情報をインターネットを通じて一般に公表することにより、地域協議会同士の情報交換や住民等への情報提供を推進しています。登録簿への登録は地域協議会設立の要件ではありませんが、是非登録されることをお勧めします。

### ① 登録手続の流れ

環境省の地域協議会登録簿への登録手続は次のとおりです。



### ② 申請書提出先

環境省中国四国地方環境事務所環境対策課

〒 700-0907 岡山市北区下石井町 1-4-1 岡山第 2 合同庁舎（電話：086-223-1577）

### ③ 登録内容の変更

登録内容に変更を生じた場合は、遅滞なくその旨を中国四国地方環境事務所に届け出なければなりません。

### [参考]

#### 関係連絡先

○島根県環境生活部環境政策課低炭素・循環型社会推進スタッフ

〒 690-8501 松江市殿町 1 番地

TEL：0852-22-6237 FAX：0852-25-3830

E-mail：kankyo@pref.shimane.lg.jp URL：http://pref.shimane.lg.jp/kankyo/

○島根県地球温暖化防止活動推進センター（(公財)しまね自然と環境財団）

〒 690-0011 松江市東津田町 1741 番地 3

TEL：0852-32-5260 FAX：0852-32-5265

E-mail：eco@nature-sanbe.jp URL：http://nature-sanbe.jp/eco/

○環境省中国四国地方環境事務所環境対策課

〒 700-0907 岡山市北区下石井町 1-4-1 岡山第 2 合同庁舎（電話：086-223-1577）

TEL：086-223-1577 FAX：086-224-2081

E-mail：REO-CHUSHIKOKU@env.go.jp URL：http://chushikoku.env@go.jp/